

第13回全日本山岳スノーシューイング・グランプリシリーズ [2022]

実施要綱

【グランプリシリーズ [2022] 加盟大会】

第1戦 妙高大会

《第23回全日本山岳スノーシューイング・レース in 妙高》

【開催日】2022年2月19日(土)～20日(日)

※19日：講習会等イベント/20日：本レース

【レース会場】池の平スポーツ広場(新潟県妙高市大字関川)

【競技種目】①ロングコース(12Km) ②ジュニアコース(5Km)

【主催】日本スノーシューイング連盟

【主管】池の平スノーシューイング・クラブ協会/池の平温泉観光協会

第2戦 日光大会

《第5回日光国際山岳スノーシューイング・レース》

【開催日】2022年3月5日(土)～6日(日)

※3月5日：講習会等イベント/6日：本レース

【レース会場】日光アストリアホテル・クロスカン트리
ースキーコース、山王峠登山道及び山王林道

【競技種目】2Km(ショートコース) 5Km(ミドルコース) 10Km(ロングコース)

【主催】日本スノーシューイング連盟

【グランプリ対象種目】妙高、日光：各ロングコース Full Open

【グランプリチャンピオン】2大会以上の加盟大会のグランプリ対象種目に参戦した選手の中から、「全日本グランプリシリーズ運営規定」に則って、日本スノーシューイング連盟が選出、表彰する。

【各大会単一参加】単一大会、2大会、ウォークのみの参加も可能。

【シリーズ事務局・統一申込先】日本スノーシューイング連盟(以下連盟)

【申込方法】単一大会、複数大会、ウォーク参加等、すべて下記のいずれかの方法にて申込期限迄必ず着で連盟宛に申込。

- ① 参加申込書に参加費、レンタル料等を添えて現金書留で連盟へ送付。申込書は右のQRコード、又は下記URLの当連盟ホームページからダウンロード。



<https://japansnowshoeing.org/>

- ② 上記当連盟HPにリンクしたフォーム(推奨)経由で連盟事務局へ申込後、上記費用を金融機関3営業日以内に振込。

振込先：りそな銀行 府中中河原支店
普通預金口座 1168418 『日本スノーシューイング連盟』

- ③ 次のWebサイトから申し込みすることも可能。
SportsEntry <https://www.sportsentry.jp>
E-MOSHICOM <https://moshicom.com/>

【申込受付開始日】2021年11月15日(火)正午から

【申込期限】①②の場合【妙高：2022年2月6日/日光：2月20日】
③の場合【妙高：2022年1月30日/日光：2月13日】

【その他詳細】各加盟大会実施要綱、下記シリーズ運営規定、及び上記連盟ホームページを参照。

【全日本グランプリシリーズ運営規定】(2021.12.19)

第1条 (名称) 本シリーズは全日本グランプリシリーズと称し(以下シリーズ)、その第1位を男女別にグランプリチャンピオンとして、日本スノーシューイング連盟(以下連盟)が認定、表彰する。

第2条 (統括委員会) 本シリーズは、連盟が任命する委員長、委員によって構成される全日本グランプリシリーズ統括委員会によって運営される。

第3条 (加盟大会) 本シリーズ加盟大会は、連盟理事会によって選定され、各主催・主管団体が、統括委員会が定める方針に沿ってその運営に当たり、安全確保を含め運営上の全ての責を負う。

第4条 (要綱、規則、規定) 全日本グランプリシリーズ及び各加盟大会は、連盟Webサイトに掲載される最新のシリーズ実施概要、シリーズ実施要綱、各加盟大会実施要綱、日本スノーシューイング・レース規則、当運営規定、及び当連盟、各主催・主管団体が定めるその他の規定、規則、要綱、細則に則って行う。

第5条 (中止、変更) 各加盟大会において、地震・風水害・積雪不足・事件・事故・感染症の蔓延、その他予測不可能な緊急事態により中止・コース変更または途中打ち切り等の措置をとることがある。このような事態による中止の場合、第10条の1の規定に準じて戻戻しを行うものとする。

(2) 自己都合による種目、クラスの変更は認められない。

(3) 本条は各加盟大会に定めがある場合は、その規定による。

第6条 (表彰) 本シリーズに加盟する各大会が定めるシリーズ対象種目を転載し、その順位によって得たポイント(順位に基づく強者率=完走者数÷順位)の和により総合成績とし、男女別にその第1位から第3位までをグランプリ入賞者とし、第1位をグランプリチャンピオンとする。

(2) グランプリに挑戦する選手は、本シリーズに加盟する大会の内、シリーズ毎に規定されている数の大会に参戦しなくてはならない。棄権、途中棄権、失格した大会はこの規定数の大会には含まれない。

(3) 規定数以上の大会に参戦した場合は、獲得ポイントの高い規定数の大会のポイントの和を総合成績とする。

(4) 当連盟から海外大会に派遣されたため、日程的に本シリーズの特定の加盟大会に参戦できなかった場合は、その海外大会の成績に基き第6条第(1)項と同様の方法でポイントを算出し、総合成績に加える。

(5) ポイントの和が同数の場合、第1位のみ各大会のタイムに基づく強者率を算出し、決定する。第2位以下は同順位とする。

(6) タイムに基づく強者率算出方法は、総合ポイントが同数の者の各大会におけるタイムの和を分母、各人のタイムを分子とし、各大会における強者率の合計が少ないものを勝者とする。

(7) 各大会の記録の認定、及びグランプリチャンピオンの認定、表彰は連盟が派遣するTD(技術代表)が行う。

第7条 (各大会の表彰) 各加盟大会の実施要綱に則る。

第8条 (各大会単一参加) シーズに参加しなくとも参加できる。

第9条 (参加資格)

- (1) 全レース：自力で制限時間内に完走する自信があり、且つアクシデントに対し自己責任の負える中学生以上の者。及び、保護者が伴走し、完走できる小学生。未成年者は保護者の承諾を得ている者。
- (2) デイツアー：健康な小学4年生以上の者。

第10条 (キャンセル等) 自己都合によるキャンセルの場合、各大会開催日の応当曜日の24時59分前までとして、4週間前までオプション料金を含む総支払済み額の70%、3週間前まで60%、2週間前まで50%、1週間前まで40%から送金手数料を差し引いた額を戻戻すものとする。1週間前より後は払い戻しを行わない。上記戻戻し率は、諸経費等の状況により変動する場合がある。

(2) 日本スノーシューイング連盟「新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン」の規定に基づくキャンセルの場合は、同ガイドラインの定めによる。

(3) 本条は各加盟大会に定めがある場合は、その規定による。

第11条 (秩序) 本シリーズ、又は各大会の運営、秩序維持に支障をきたした場合は、又はその恐れがあると、統括委員会、又は各大会主催・主管団体が判断した場合、特定の選手の参加を受け付けない、または取消すことがある。大会中の場合は、選手、応援者に限らず退場を命じることがある。いずれの場合も参加費、レンタル料の払戻しはしない。宿泊費の払戻しは、別途定める各キャンセル規定に基く。本条項は、エントリー・サービス専門サイト経由の参加申込にも適用される。

(2) 当連盟、統括委員会、又は各大会主催・主管団体への提言、苦言等は全て書面にて行い、各組織が必要と判断した場合のみ回答する。判定に対する不服は、当連盟の日本スノーシューイング・レース規則に則り処理され、不服の申立は規定された時間内に書面にて行われなくてはならない。

第12条 (保険、免責) 保険は各加盟大会主催・主管団体が加入し、保険料を負担する。

(2) 各加盟大会主催・主管団体は傷病、その他の事故に際し、応急処置及び各加盟大会主催・主管団体が加入する保険の範囲内による補償以外、責任を負わない。

(3) 貴重品の管理は各自で行う。盗難等に対して各加盟大会主催・主管団体は責任を負わない。

第13条 (著作権) 各大会参加中の映像、写真等の著作権、及びマスコミ等への掲載権は連盟、及び各参加大会主催・主管団体に属する。

第14条 (同意) 連盟は参加申込を受理した段階で、申込者が本規定に同意したと見做し、参加証の発行をもって正式参加とする。